

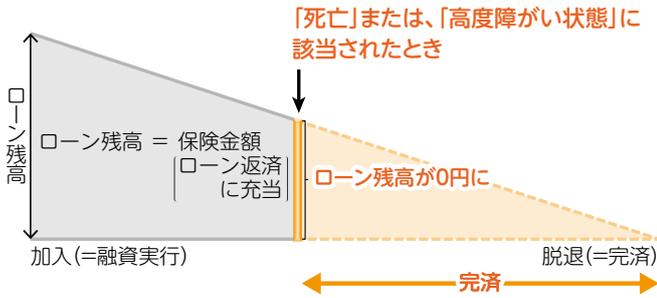
ろうきん団信

死亡 高度障がい 夫婦連生



■ 保険期間中に死亡、所定の高度障がい状態に該当されたときに保険金が支払われ、債務が返済されます。

お1人でご加入の場合



複数でご加入の場合

例：借入金3,000万円、ご夫婦それぞれ付保割合50%でご加入の場合



夫婦連生団信

上乗せ金利 + 年0.1%

例：借入金3,000万円、夫婦連生団信でご加入の場合

【保険金額のイメージ】



ご夫婦どちらかに万一の場合、
ローン残高0円に。

■ 被保険者はご夫婦2人 (保険金額・給付金は同一) 返済により遁減
ご夫婦のどちらかが死亡または所定の高度障がい状態になられた場合、ローンは完済となります。

留意事項等

- 1 加入対象者
新たにご融資を受けられる方のうち、満18歳以上66歳未満で生命保険会社にご加入を承諾した方。
- 2 保険期間
債務の償還期間、定められた期間または満81歳の誕生日の前日までとなります。
- 3 夫婦連生
ご夫婦お二人ともについて、上記年齢の範囲内であることが必要です。また、夫婦連生をご利用できるご夫婦とは、戸籍上のご夫婦のほか、婚約関係にある方または内縁関係にある方です。また、同性パートナーを含みます。
- 4 加入手続き
融資が実行されるまでに「WEB告知」もしくは「申込書兼告知書」をご提出のうえ、加入可否をご確認ください。なお、告知の内容によっては医師の診断書(※)等をご提出いただくことがあります。
※診断書取得にかかる費用はお客様(加入申込者)にご負担いただきます。

引受緩和団信

上乗せ金利 + 年0.3%

- ろうきん団信にご加入できない方を対象とした、引受条件を緩和した団体信用生命保険です。
- 保険期間中に死亡、所定の高度障がい状態に該当されたときに保険金が支払われ、債務が返済されます。
- ろうきん団信の申込書兼告知書にて再度加入査定を行った後、告知内容によっては「加入査定意向確認・申込書」とあわせて医師の診断書等をご提出いただくことがあります。
- 夫婦連生、連帯債務者が複数名加入するお取扱いはできません。
- この保険については「加入査定意向確認・申込書」に添付の「引受条件緩和・割増保険料適用特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。